

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、本県の森林が水源の涵(かん)養、災害の防止等の公益的機能を有し、全ての県民が等しくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備・保全していくために実施する、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 この補助金の対象となる者は、市町村長(以下「補助事業者」という。)とする。

- 2 この補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び補助率等は、別表1のとおりとする。

(間接補助事業)

第3条 補助事業者は、交付の目的に従って相当の反対給付を受けないでなす給付金(以下「間接補助金」という。)の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者(以下「間接補助事業者」という。)に間接補助金を交付するものとする。

- 2 間接補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - 一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - 二 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - 三 暴力団員により、その事業活動を実質的に支配されている者
 - 四 暴力団員により、その事業活動に実質的に関与を受けている者
 - 五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 3 補助対象者は、間接補助事業者が暴力団等であることを知ったときは、間接補助金の交付を取り消すものとする。
- 4 間接補助事業者が暴力団員等から不当な要求行為を受けたときは、知事に報告し、警

察に通報するものとする。

(事務の委任)

第4条 知事は群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)第3条に基づき、補助金の交付に係る事務を、所管する環境森林事務所長又は森林事務所長(以下「所長」という。)に委任するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(別記様式第1号)を知事が定める日までに、所長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 所長は、補助金の交付について規則第6条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- 一 補助事業者は、補助事業の執行において第3条第2項各号に掲げる者(以下「暴力団等」という。)から不当な要求行為を受けたときは、所長に報告し、警察に通報しなければならない。
- 二 補助事業者及び間接補助事業者は、補助金が県民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例、他の規則の定め及び補助金の交付の目的に従って誠実に事業を行うように努めなければならない。
- 三 補助事業者及び間接補助事業者は、補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- 四 補助事業者及び間接補助事業者は、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。
- 五 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業の効果を判定するために行う調査に協力しなければならない。
- 六 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業の実施にあたり、ぐんま緑の県民税を活用した事業である旨を適宜表示するものとする。

(交付決定前の着手)

第7条 事業の着手は、原則として規則第5条第1項に規定する補助金の交付決定通知(以下「交付決定」という。)を受けた後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に事業に着手する必要があるときは、事前着手申請書(別記様式第2号)を所長に提出するものとする。

(概算払請求)

第8条 補助事業者は、規則第7条第2項に基づき補助金の概算払を受けようとする場合、所長と協議の上、概算払請求書(別記様式第3号)により請求することができる。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により、交付決定された事業内容の変更について承認を得ようとするときは、別表2に掲げる承認区分に基づき協議を行い、承認を得なければならない。

2 前項の規定により交付決定された事業内容の変更について承認を得ようとするときは、変更交付申請書(別記様式第4号)により所長に補助事業の変更交付を申請しなければならない。

3 規則第9条第1項第1号に規定する「知事があらかじめ認める軽微なもの」とは、別表2に掲げる重要な変更以外の変更とする。

4 補助事業者は、規則第9条第1項第2号の規定により、交付決定された全ての補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第5号)を所長に提出するものとする。

(事業の繰越)

第10条 補助事業者は、やむを得ない理由により事業の全部又は一部を翌年度に繰り越す必要があるときは、交付決定を受けたその年度の2月5日までに繰越承認申請書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、規則第10条の規定により、事業実施年度の11月30日までに執行状況報告書(別記様式第7号)により報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、規則第11条の規定により、補助事業完了後2か月を経過した日又は補助金等の交付決定があった日の属する会計年度の翌会計年度の4月20日のいずれか早い日までに実績報告書(別記様式第8号)を所長に提出しなければならない。

ただし、補助事業者は、交付決定のあった日の属する会計年度内に確定検査を受けようとする場合は、その会計年度の3月25日までに実績報告書を提出するものとする。

2 補助事業者及び間接補助事業者は、実施箇所の写真データを所長に電子媒体で提供しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 所長は、規則第13条第1項及び第2項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱に違反したとき
- 二 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例(平成22年群馬県条例第51号)第7条に抵触するとき
- 三 その他、規則に違反したとき

(補助金の返還)

第14条 所長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求されたときは、所長の定める期間内に返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 規則第21条に規定する「知事が定める期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 2 前項に規定する期間中において、規則第21条の規定により処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。
- 3 所長は、前項の承認を受けて取得財産を処分することにより補助事業者が収入を得た場合は、既に交付した補助金額を返還させることができる。
- 4 所長は、前項の規定により補助金額を返還させるときは、当該処分する取得財産の耐用年数及び経過年数を勘案し、返還額を算定するものとする。

(書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を備えるとともに、その証拠となる書類を整理し、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保管しなければならない。

(調査)

第17条 規則第18条に規定する報告の徴取又は調査に補助事業者等又は間接補助事業者

等は協力しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

2 旧交付要綱に基づいて交付された令和2年度繰越事業については、従前の例による。

附則(平成26年3月31日制定)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成26年11月17日一部改正)

この要綱は、平成26年11月17日から施行する。

附則(平成27年5月1日一部改正)

この要綱は、平成27年度事業から適用する。

附則(平成29年4月1日一部改正)

この要綱は、平成29年度事業から適用する。

附則(平成31年4月1日一部改正)

この要綱は、平成31年度事業から適用する。

附則(令和2年4月1日一部改正)

この要綱は、令和2年度事業から適用する。

附則(令和3年4月1日一部改正)

この要綱は、令和3年度事業から適用する。

別表1（第2条関係）

全事業共有要件

- (1) 国及び県の既存事業と併用しないこと。
- (2) 収益を目的とした事業でないこと。
- (3) 間接補助事業者の構成員に対する賃金がないこと。

事業区分			対象事業費	補助率等	採択要件等	補助対象経費
区分	細区分	細々区分				
荒廃した 里山・平地 林の整備	整備	森 林	間接補助事業者が実施する会議開催、刈払い、伐倒（伐竹）、玉切り、集積等に対する補助に要する経費	補助上限 280千円/ha	(ア) 1事業実施箇所の面積が0.01ha以上であること。 (イ) 市町村と土地権利者、事業実施者の3者により、事業実施及び転用等の権利制限(10年間)に関する協定を締結すること。 (ウ) 全伐の場合、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに植栽が完了できること。 (エ) 加算措置の適用は、別途定める様式によって、その内容が承認された場合に適用する。	間接補助事業者に対する補助金 (需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、委託費)
		竹林間伐		補助上限 700千円/ha 【加算措置】竹材処分運搬 補助率 1/2以内 補助上限 250千円/ha		
		竹林全伐		補助上限 1,000千円/ha 【加算措置】竹材処分運搬 補助率 1/2以内 補助上限 500千円/ha		
	苗木・資材 購入	苗木購入	(1)間接補助事業者が実施する苗木等の購入に対する補助に要する経費 (2)市町村が実施する苗木等の購入に要する経費	補助上限 300千円/ha	(ア)市町村森林整備計画に基づいた高木性樹種の苗木購入であること。 (イ)ぐんま緑の県民基金事業により整備された箇所における植栽であること。	(1)間接補助事業者に対する補助金 (原材料費) (2)原材料費
		資材購入	(1)間接補助事業者が実施する獣害対策資材の購入に対する補助に要する経費 (2)市町村が実施する獣害対策資材の購入に要する経費	補助上限 300千円/ha	(ア)ぐんま緑の県民基金事業により植栽した箇所において、植栽木に食害等の獣害が懸念される場合に行うものであること。 (イ)植栽面積を上限とし、同一植栽地につき1回の施工であること。	(1)間接補助事業者に対する補助金 (原材料費) (2)原材料費
	管理	—	(1)間接補助事業者が実施または委託する会議開催、刈払い、集積等に対する補助に要する経費 (2)市町村が実施する刈払い、集積、積込み、運搬等に対する補助に要する経費	(1) 補助上限 100千円/ha 【加算措置】100千円/haを超える経費 補助率 1/2以内 補助上限 50千円/ha (2) 補助率 1/2以内 補助上限 100千円/ha	ぐんま緑の県民基金事業の実施期間かつ協定期間に行われるものであること。	(1)間接補助事業者に対する補助金 (需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、委託費) (2)工事請負費、委託費

事業区分			対象事業費	補助率等	採択要件等	補助対象経費	
区分	細区分	細々区分					
荒廃した里山・平地林の整備	困難地整備支援	森林間伐	市町村が実施する刈払い、伐倒（伐竹）、玉切り、集積、積込み、運搬等に要する経費	補助上限 240～720千円/ha 【補正】傾斜・間伐率・難易度 【加算措置】特殊伐採 補助率 1/2以内 補助上限 3,000千円	(ア)人家・道路等に近接した樹木の伐倒や掛かり木になりやすい危険箇所、立竹密度が高い箇所など、住民等では整備が困難である箇所を市町村が整備するものであること。 (イ)1事業実施箇所の面積が0.01ha以上であること。 (ウ)同一地につき1回の施工であること。 (エ)市町村と土地権利者、事業実施者の3者により、事業実施及び転用等の権利制限(10年間)に関する協定を締結すること。 (オ)全伐の場合、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに植栽が完了できること。 (カ)補助上限額にあつては、現地傾斜度や作業内容等による補正を適用した上で決定する。 (キ)ぐんま緑の県民基金事業の周知効果が見込まれる実施箇所においては事業看板を設置すること。	工事請負費、委託費	
		森林全伐		補助上限 1,200～1,800千円/ha 【補正】傾斜・難易度 【加算措置】特殊伐採 補助率 1/2以内 補助上限 3,000千円			
		竹林間伐		補助上限 1,700～4,200千円/ha 【補正】傾斜・間伐率・疎密度・難易度 【加算措置】竹材処分運搬 補助率 1/2以内 補助上限 200～300千円/ha 特殊伐採 補助率 1/2以内 補助上限 3,000千円			
		竹林全伐		補助上限 4,300～7,100千円/ha 【補正】傾斜・疎密度・難易度 【加算措置】竹材処分運搬 補助率 1/2以内 補助上限 400～600千円/ha 特殊伐採 補助率 1/2以内 補助上限 3,000千円			
	機器の購入	刈払機	市町村が実施する機器の購入に要する経費	補助率 3/4以内 補助上限 50千円/台		(ア)ぐんま緑の県民基金事業に取り組む間接補助事業者に貸与することを目的とするものであること。 (イ)市町村が貸与規定を整備し、保守管理するものであること。	備品購入費
		粉砕機		補助率 3/4以内 補助上限 2,800千円/台			
		チェーンソー		補助率 3/4以内 補助上限 100千円/台			
		動力ウインチ		補助率 3/4以内 補助上限 300千円/台			

事業区分			対象事業費	補助率等	採択要件等	補助対象経費
区分	細区分	細々区分				
貴重な自然環境の保護・保全	活動支援	(1) 間接補助事業者が実施する「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（2012改訂版）」で野生絶滅及び絶滅危惧種Ⅰ、Ⅱ類に指定されている種（以下希少種）の生息・生育環境の保護・保全及び地域住民等への啓発活動に対する補助に要する経費 (2) 市町村が実施する希少種の生息・生育環境の保護・保全及び地域住民等への啓発活動に要する経費	1 事業当たり補助上限500千円 (ただし、継続して実施する場合、2年目以降は1事業当たり補助上限250千円とする)	(ア) 希少種の生息・生育環境の保護・保全活動を対象とするものであること。 (イ) 事業実施者と土地権利者による事業実施に関する協定を、事業実施者と市町村による連携事業の場合は土地権利者を含めた3者により事業実施に関する協定を締結するものであること。 (ウ) ぐんま緑の県民基金事業の実施期間かつ協定期間に行われるものであること。 (エ) 「付帯施設の整備」は、「活動支援」の対象事業のうち、施設設備が必要と認められるものであること。 (オ) 地域住民等への啓発活動においては、「ぐんま緑の県民税」を活用した事業であることを周知すること。	(1) 間接補助事業者に対する補助金（賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費） (2) 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費	
	付帯施設の整備	上記の活動支援に必要と認められる施設整備に要する経費	補助率 1/2以内 補助上限 2,000千円/市町村			
森林環境教育・普及啓発	森林環境教育	(1) 間接補助事業者が実施する児童生徒や県民を対象とした森林環境教育及び森林体験活動等に対する補助に要する経費 (2) 市町村が実施する児童生徒や県民を対象とした森林環境教育及び森林体験活動等に要する経費	補助上限 3,000千円/市町村 学校、教育関係団体 補助上限 300千円/団体 NPO・ボランティア団体等に対する間接補助 補助上限 300千円/団体 【加算措置】補助上限を超える場合で、学校、教育関係団体が実施する事業 補助上限 150千円/団体	(ア) 児童生徒や県民を対象とした森林環境教育及び森林体験活動等を実施するものであること。 (イ) 森林環境教育については、森林環境の専門知識を有する講師によるものであること。 (ウ) 「ぐんま緑の県民税」を活用した事業であることを周知すること。	(1) 間接補助事業者に対する補助金（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費） (2) 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費	
	普及啓発	(1) 間接補助事業者が実施する森林の機能や重要性に係る普及啓発に対する補助に要する経費 (2) 市町村が実施する森林の機能や重要性に係る普及啓発に要する経費	補助上限 1,000千円/市町村 講演会、シンポジウム開催等 補助上限 1,000千円 公有林取得等に伴う名板設置 補助上限 1,000千円	(ア) 森林の機能や重要性に係る普及啓発を目的とする講演会、シンポジウム開催等の事業であること。 (イ) 公有林取得等に伴う事業看板の設置に係るものであること。 (ウ) 「ぐんま緑の県民税」を活用した事業であることを周知すること。		
	ふれあい事業	市町村が実施する森林の機能や重要性の理解を促進するための森林等に親しむ体験活動に要する経費	補助上限 1,000千円/市町村 森林等に親しむ体験活動（森の体験会、観察会等） 補助上限 150千円/事業	(ア) 市町村が実施する、森林等に親しむ事業であること。 (イ) 「ぐんま緑の県民税」を活用した事業であることを周知すること。 (ウ) ぐんま緑の県民税の周知については、のぼり旗掲揚やパンフレット配布等を行うものであること。	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費	

事業区分			対象事業費	補助率等	採択要件等	補助対象経費
区分	細区分	細々区分				
森林の 公有林化	水源地域 森林の 公有林化	水源地域の森林の購入に要する経費		補助率 1/2以内 補助上限 10,000千円/市町村	次の要件を満たす森林を対象とする用地の購入であること。 ①森林内に地域の重要な水源が存在すること。 ②公的管理することで、水源涵養機能の持続的な発揮が期待できること。 ③市町村森林整備計画の「水源涵養機能維持増進森林」に区分されているか又は区分されることが確実に見込まれること。 ④森林管理及び転用禁止を定めた20年間の協定を県と締結すること。 ⑤購入する森林の整備計画等を提出すること。 ⑥ぐんま緑の県民基金事業の周知効果が見込まれる事業看板を設置すること。	公有財産購入費
	平地林の 公有林化	平地林又は平地林を造成しようとする用地の購入に要する経費			次の要件を満たす森林を対象とする用地の購入であること。 ①快適環境形成機能や保健休養機能が特に求められる森林で公的管理が必要であること。 ②市町村森林整備計画の「快適環境形成機能維持増進森林」又は「保健文化機能維持増進森林」に区分されているか又は区分されることが確実に見込まれること。 ③森林造成のための用地取得の場合は面積が0.3haを超え、市街化区域でないこと。 ④県と森林管理及び転用禁止を定めた20年間の協定を締結すること。 ⑤購入する森林の整備・利活用計画等を提出すること。 ⑥ぐんま緑の県民基金事業の周知効果が見込まれる事業看板を設置すること。	
独自提案事業		ぐんま緑の県民税制度の目標を達成するための独自提案事業に要する経費		補助率 1/2以内	(ア)ぐんま緑の県民税の趣旨・目標に照らし、適切な事業内容であると認められ、かつ第三者機関である「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」の承認を得たものであること。 (イ)管理運営的経費、既存施設の維持修繕に充てるものではないこと。	

別表2

変更協議承認区分表

承認区分	区分	内容
重要な変更で、知事の承認を要するもの	経費の配分の変更	・事業実施箇所ごとの補助金の額の30%(30%に相当する額が100万円以下であるときは100万円)を超える増額
	事業内容の変更	・間接補助事業における事業実施団体の変更 ・事業細区分の変更 ・管理事業以外の中止(廃止)
重要な変更で、環境森林事務所長又は森林事務所長の承認を要するもの	経費の配分の変更	・知事の承認を要するもの以外の増額 ・事業実施箇所ごとの補助金の額の30%(30%に相当する額が100万円以下であるときは100万円)を超える減額
	事業内容の変更	・管理事業の中止(廃止)

※事業実施場所

同一作業を行う一つの区画で囲まれた場所

※事業実施箇所

近接する事業実施場所を同一の補助事業者または間接補助事業者が、同一の作業、工程で実施する場合、複数の事業実施場所を合わせたものをいう。

別表3

補助額の算出

1. 補助額の算出

- (1) 補助額は、別表1の補助率等に事業細々区分(以下、「区分」という。)ごとの事業量を乗じた額の千円未満を切り捨てて得られた額を補助の上限として算出する。
- (2) 交付要綱別表1の補助率欄に掲げる区分ごとの補助上限額について、(1)で得られる区分ごとの補助相当額は、これを上回らないものとする。
- (3) 補助額の算出に係る事業量は、面積にあつては単位をhaとする。
最小面積は0.01haとし、測定された面積の小数点以下3位を切り捨てして算出する。
なお、一事業実施箇所内に複数の事業実施場所が存在している場合については、合計した面積を事業量とする。
- (4) 補助額の定めのない作業種又は補助単価方式により難しい内容の事業に係る補助対象経費は、実勢価格または類似する事業を参考にした額とする。

2. 補助対象とする経費

補助対象とする経費は、交付要綱別表1に掲げる事業区分における作業等に係るものであつて、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費 補助対象事業の実行に直接関わる講師に係る費用。
ただし補助対象事業の補助事業者または間接補助事業者の構成員が講師を務める場合は対象としない。
- (2) 旅費 補助対象事業の実行に直接関わる講師の移動に係る旅費・交通費。
ただし補助対象事業の補助事業者または間接補助事業者の構成員が講師を務める場合は対象としない。
- (3) 需用費 補助対象事業の実行に直接必要な消耗機材費、燃料費、事務用品。
補助対象事業の実行に直接関わる作業における参加者に対する食料費。
- (4) 役務費 補助対象事業の実行に直接関わる作業における参加者に対する保険料。
- (5) 委託料 補助対象事業の一部又は全部の実行を委託する場合の委託料。
- (6) 工事請負費 補助事業者が補助対象事業の実行を発注する場合の工事請負費。
- (7) 使用・賃借料 補助対象事業の実行に直接必要な機械器具、車両、会議室使用などの使用料・賃借料。
- (8) 原材料費 補助対象事業の実行に直接必要な苗木、獣害防止資材等の購入費。
- (9) 備品購入費 市町村による「機器の購入」事業における機械器具の購入費。

3. 加算措置及び補正

(1) 特殊伐採

事業実施場所となる森林内の立木を対象とする。

対象木の重心が著しく偏っており、伐倒作業に危険が伴う場合や、立木の伐倒方向に構造物等があり、簡易な牽引等では伐倒方向を制御できない場合など、一般的な林業の手法以外の手法を用いて伐採を行う場合に適用する。

加算事業費の算出にあたっては、複数の森林整備事業者等から見積を徴収し、適切な積算を行うものとする。

(2) 学校・教育関係団体が実施する森林環境教育

各市町村の森林環境教育事業のうち、森林環境教育箇所別事業説明書(学校・教育関係団体主催に係る事業)(要領別記様式3号付表4)以外の補助額の和を、各市町村の本事業における上限である3,000千円から減した額を算出し、この額に実施学校数1校あたり300千円を乗じた額を加算していき、上限の3,000千円を初めて超えたときの学校数までを、本事業における団体あたりの上限額である300千円が適用できる学校数とし、3,000千円を超えた学校については、学校数に1校あたり150千円を乗じた額を加算し算出された額を当該事業実施箇所の補助額の上限とする。

(3) 竹材処分運搬

資源として適切に利活用を図るための調整を行うことを原則とするが、この調整がつかなかった場合で林外への搬出・処理を実施しなければならない場合に限り、処分にかかる経費を補助対象とする。

加算額の算定については林況に則した補助額とするため、以下の条件に基づいて加算額を決定する。

◎補助率 1/2

◎補助上限

疎密度	竹林全伐	竹林間伐
疎	400,000 円/ha	200,000 円/ha
中	500,000 円/ha	250,000 円/ha
密	600,000 円/ha	300,000 円/ha

4. 補助額の補正

困難地整備事業の実施にあたり、地況、林況等、現地に則した補助額とするため、以下の条件に基づいて基準単価を補正する。

条件	補正内容
現地勾配	現地勾配に応じて補正する。
間伐率	事業実施場所内における成立木竹の伐採率により補正する。
作業難易度	事業実施場所の作業条件に応じて補正する。
疎密度	事業実施場所内における立竹(枯損竹を除く)の生育密度により補正する。

基準単価	森林間伐・森林全伐	1,500,000 円/ha
	竹林間伐・竹林全伐	5,400,000 円/ha

(1) 困難地整備支援事業－森林間伐

・現地勾配及に応じ、次表の補正係数(K1)により補正する。

補正係数(K1)

現地勾配補正	補正率
25度未満	0%
25度以上35度未満	5%
35度以上	10%

・作業の難易度に応じ、次表の補正係数(K2)により補正する。

補正係数(K2)

作業難易度	作業条件	補正係数
易(i)	切り倒し・整理	-20%
中(ii)	棚積み程度の林内集積を行う(標準)	0%
難(iii)	掛かり木が頻発し、その処理に相当の時間を要する等	10%

・間伐率に応じ、次表の補正係数(K3)により補正する。

補正係数(K3)

間伐率20%未満	20%
間伐率20%以上	40%

$$\text{○補正単価} = \text{基準単価} \times (1+K1) \times (1+K2) \times K3 \quad K1, K2, K3 : \text{補正係数}$$

(2) 困難地整備支援事業－森林全伐

・現地勾配及に応じ、次表の補正係数(K1)により補正する。

補正係数(K1)

現地勾配補正	補正率
25度未満	0%
25度以上35度未満	5%
35度以上	10%

・作業の難易度に応じ、次表の補正係数(K2)により補正する。

補正係数(K2)

作業難易度	作業条件	補正係数
易(i)	切り倒し・整理	-20%
中(ii)	棚積み程度の林内集積を行う	0%
難(iii)	掛かり木が頻発し、その処理に相当の時間を要する等	10%

$$\text{○補正単価} = \text{基準単価} \times (1+K1) \times (1+K2) \quad K1, K2 : \text{補正係数}$$

(3) 困難地整備支援事業－竹林間伐

・現地勾配及び立竹密度に応じ、次表の補正係数(K1)により補正する。

補正係数(K1)

現地勾配/疎密度補正	疎	中	密
25度未満	0%	5%	10%
25度以上35度未満	5%	10%	15%
35度以上	10%	15%	20%

・立竹密度区分については以下のとおりとする。

疎	10m ² 当たり16本未満
中	10m ² 当たり16本以上21本未満
密	10m ² 当たり21本以上

・作業の難易度に応じ、次表の補正係数(K2)により補正する。

補正係数(K2)

作業難易度	作業条件	補正係数
易(i)	棚積みによる林内集積	-20%
中(ii)	棚積みによる林内集積及び伐採竹のチップ化、敷均しを併用して実施	0%
難(iii)	対象地の概ね8割以上伐採竹のチップ化、敷均しを実施	10%

・間伐率に応じ、次表の補正係数(K3)により補正する。

補正係数(K3)

間伐率25%以上50%未満	40%
間伐率50%以上80%未満	60%

○補正単価＝基準単価×(1+K1)×(1+K2)×K3 K1, K2, K3 : 補正係数

(4) 困難地整備支援事業－竹林全伐

・現地勾配及び立竹密度に応じ、次表の補正係数(K1)により補正する。

補正係数(K1)

現地勾配/疎密度補正	疎	中	密
25度未満	0%	5%	10%
25度以上35度未満	5%	10%	15%
35度以上	10%	15%	20%

・立竹密度区分については以下のとおりとする。

疎	10m ² 当たり16本未満
中	10m ² 当たり16本以上21本未満
密	10m ² 当たり21本以上

・作業の難易度に応じ、次表の補正係数(K2)により補正する。

補正係数(K2)

作業難易度	作業条件	補正係数
易(i)	棚積みによる林内集積	-20%
中(ii)	棚積みによる林内集積及び伐採竹のチップ化、敷均しを併用して実施	0%
難(iii)	対象地の概ね8割以上伐採竹のチップ化、敷均しを実施	10%

○補正単価＝基準単価×(1+K1)×(1+K2) K1, K2：補正係数

別記様式第1号(第5条関係)

〇〇第〇〇〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長 あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 補助金交付申請書

〇〇年度において、標記事業を実施したいので、下記により補助金 円を
交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 計画総括表 別紙のとおり (要領別記様式3号付表1)

2 事業完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

※完了年月日は、当該事業の支払いが完了する日以降とする。

※補助金の申請額は千円止めとする。

別記様式第2号(第7条関係)

〇〇第〇〇〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長 あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 事前着手申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号で計画書を提出した標記事業について、交付決定前に着手したいので、要綱第7条の規定により申請します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助金額が事業計画書の補助金額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

- 1 事前着手箇所一覧表 別紙のとおり(要領別記様式3号付表1(計画総括表))
- 2 事前着手理由書 別紙のとおり

※事前着手箇所一覧表については別記様式第3号付表1を用い、表題を「事前着手箇所一覧表」、該当する事業実施箇所の備考欄に「事前着手」と記載する。

別紙

事前着手理由書

計画番号	(事前着手箇所一覧表の番号と一致させる)
事業名	
事業実施者	
事前着手日	年 月 日
交付申請予定日	年 月 日
理由	

計画番号	
事業名	
事業実施者	
事前着手日	年 月 日
交付申請予定日	年 月 日
理由	

計画番号	
事業名	
事業実施者	
事前着手日	年 月 日
交付申請予定日	年 月 日
理由	

計画番号	
事業名	
事業実施者	
事前着手日	年 月 日
交付申請予定日	年 月 日
理由	

別記様式第3号(第8条関係)

〇〇第〇〇〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長 あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号をもって交付決定のあった標記事業補助金について、下記により金 〇〇〇〇〇〇〇〇円を概算払により交付されたく請求します。

記

- 1 概算払箇所一覧表 別紙のとおり(別記様式第3号付表)
- 2 概算払先(口座番号)

記

振込金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
預金名義	
預金名義フリガナ	

注 1 口座振込エラーを防ぐため、金融機関の通帳の記載内容を見ながら記入してください。

(市町村名)

単位:金額一円

番号	計画番号	事業名	事業区分	事業細区分	事業細々区分	事業実施者もしくは活動団体の名称	事業実施所在地	実施面積	完了・未完了の別	確認	交付決定内容又は事業実績				既受領金額 B	今回請求金額 C	残金額 D= A-B-C	備考
											事業費	事業費の内訳						
												県補助金 A	市町村負担金	その他				
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
		合計																

※県補助金は千円止めとする。

別記様式第4号(第9条関係)

〇〇第〇〇〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長 あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金 変更交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号で補助金交付決定のあった標記事業について、
変更したいので、承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更計画総括表 別紙のとおり (要領別記様式14号付表1)
- 2 変更理由書 別紙のとおり (要領別記様式14号別紙)
- 3 箇所別事業変更協議書 別紙のとおり (要領別記様式14号付表2)
- 4 変更後の事業完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

※事業完了年月日は、支払いが完了する日以降とする。

※経費の配分の変更をする場合に提出する。

別記様式第5号(第9条関係)

〇〇第〇〇〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長 あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 中止(廃止)承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号で補助金交付決定のあった標記事業について、
廃止したいので、承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止(廃止)箇所一覧表 別紙のとおり
(要領別記様式14号付表1(変更計画総括表))
- 2 中止(廃止)理由書 別紙のとおり
- 3 添付書類 状況写真等

※交付決定に含まれる全ての事業を中止(廃止)する場合に提出する。

※中止(廃止)箇所一覧表については別記様式第14号付表1を用い、表題を
「中止(廃止)箇所一覧表」とする。

別 紙

中止(廃止)理由書

計画番号	(実施計画書の番号と一致させる)
事業名	
事業実施者	
理由	

計画番号	
事業名	
事業実施者	
理由	

計画番号	
事業名	
事業実施者	
理由	

計画番号	
事業名	
事業実施者	
理由	

※箇所ごとに理由を記載する。

別記様式第6号(第10条関係)

〇〇第〇〇〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長 あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 繰越承認申請について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号で補助金交付決定のあった標記事業について、事業の年度内完了が困難となったので、下記のとおり事業の繰越を承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定金額 円
- 2 繰越金額 円(交付決定額の内数)
- 3 繰越実施計画書 別紙のとおり
(要領別記様式14号付表1(変更計画総括表))
- 4 繰越箇所別実施計画書 別紙のとおり
(要領別記様式14号付表2(箇所別変更計画書))
- 5 繰越理由書 別紙のとおり

※繰越実施計画書については、要領別記様式14号付表1を用い、繰越をする事業箇所の備考欄に繰越金額(県補助金分)を記載。

※繰越箇所別実施計画書については、要領別記様式14号付表2を用い、収支の状況「2」支出の備考欄に繰越金額を記載。

別紙

繰越理由書

計 画 番 号	(繰越実施計画書の番号と一致させる)												
事 業 名	(総括表の事業名と一致させる)												
事 業 実 施 者													
繰越後完了予定日	年 月 日												
理 由													
工 程 表	年度	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
計 画	年度												
実 施	年度												
	年度												

※工程表はバーチャートにより作成する。

〇〇(環境)森林事務所長 あて

〇〇市町村長

年 月末日現在の執行状況については以下のとおりです。

単位:金額一円

番号	計画 番号	事業名	事業区分	事業 細区分	事業 細々区分	事業実施 者もしくは 活動団体の	事業実施 所在地	実施面積		事業費	事業費の内訳			出来高 率%	県補助金			備考
								森林	竹林		交付決定 県補助金	市町村負 担	その他		実績予定	当年度完 了	繰越	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
		合計																

※出来高率については、経費の支出状況により概ねの率を記載する。

別記様式第8号(第12条関係)

〇〇第〇〇〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇(環境)森林事務所長 あて

〇〇市町村長

〇〇年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号で補助金交付決定(変更決定〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号)のあった標記事業の実績について下記により報告します。

記

1 実績報告総括表 別紙のとおり(要領別記様式14号付表1(事業変更総括表))

2 箇所別実績書 別紙のとおり(要領別記様式14号付表3(箇所別実績書))

3 事業実施期間 〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日

4 添付書類 その他、実績報告の根拠となる証拠書類等

※実績報告総括表については要領別記様式14号付表1を用い、表題を「実績報告総括表」、「計画時」欄を「最新の交付決定」に、「変更時」欄を「実績額」とする。

5 精算払先(口座番号)

記

振込金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
預金名義	
預金名義フリガナ	

注 1 口座振込エラーを防ぐため、金融機関の通帳の記載内容を見ながら記入してください。